

平成18年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成18年9月20日 午前10時02分開議

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿志	村	清	一	君
	16	番	海老	澤		勝	君
	17	番	萩	原	瑞	子	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	勝	美	君

29	番	宮本	昇	君
30	番	横倉	きん	君
31	番	小磯	章一	君
32	番	町田	征久	君
33	番	枝川	永男	君
34	番	市村	博之	君
35	番	石田	好一	君
36	番	野原	義昭	君
37	番	赤津	榮之丞	君
38	番	杉山	一秀	君
39	番	斉藤	清英	君
43	番	柴沼	広	君
44	番	小園江	一三	君
45	番	須藤	勝雄	君
46	番	常井	茂男	君
47	番	竹江	浩	君
48	番	石崎	勝三	君
50	番	常井	好美	君
51	番	海老澤	勝男	君
53	番	山口	滋雄	君
54	番	小池	忠	君

欠席議員

52	番	藤枝	一弘	君
----	---	----	----	---

出席説明者

市長	長	山口	伸	樹	君
助長	役	石川	和	宏	君
教育	長	飯島		勇	君
市長公室	長	永井		久	君
総務部	長	畑岡		洋	君
市民生活部	長	野口	直	人	君
保健福祉部	長	加藤	法	男	君
産業經濟部	長	青木		繁	君
都市建設部	長	澤島	守	夫	君

上下水道部長	早乙女 正 利 君
教 育 次 長	塩 田 満 夫 君
福 祉 事 務 所 長	保 坂 悦 男 君
行政改革推進室長	仲 村 洋 君
笠 間 支 所 長	寺 崎 滋 君
岩 間 支 所 長	成 田 均 君
消 防 長	青 木 昭 一 君
会 計 課 長	郡 司 弘 君

出席議会事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 4 号

平成18年9月20日(水曜日)
午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時02分開議

開議の宣告

議長(大関久義君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は50名であります。本日の欠席議員は、52番藤枝一弘君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事

務局員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（大関久義君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番成田 正君、8番藤枝 浩君を指名いたします。

一般質問

議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

ここで、昨日、13番石松俊雄君の一般質問の際に、執行部の方で加えて説明をしたいという申し出がありましたので許可をいたします。

市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 昨日、13番石松議員の質問の中で、 番、公共交通網の整備についての中で でございますが、交通調査事業等の窓口3部にわたるわけでございますが、一括してはということについての答弁がなされておりましたので、ここで一括し、窓口となる部分の報告をさせていただきます。

企画政策課で担当するということで報告をさせていただきます。よろしく願います。

議長（大関久義君） それでは、通告順に発言を許可いたします。

最初に、7番成田 正君の発言を許可いたします。

7番成田 正君。

〔7番 成田 正君登壇〕

7番（成田 正君） 7番成田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

一つとしては、旧笠間の中で福原地区に遊具の施設がございません。その遊具の施設をどのように考えているのか、お伺いいたします。

今、地域においては、隣同士のつき合いが希薄になっていますが、お父さんたちやお母さんたちが近所でつき合う姿を子供たちに見せて、よい地域づくりを行うことが大切ではないかと考えます。

福原地区においては、県営住宅並びに市営住宅がたくさんありますが、子供たちを遊ばせる遊具施設がありません。市として遊具施設をつくる考えはないのか。また、福原地区の県営住宅、市営住宅の入居者数と世帯構成はどうなっているのかをお伺いいたします。

2点目として、生活保護の状況についてお伺いいたします。

旧笠間市、旧友部町、旧岩間町における生活保護の状況を、平成16年から18年までの3年間の推移並びに経費状況はどうなっているのか、また、生活保護者の方々に対しての自立支援対策はどのように行っているのかお伺いいたします。

3点目として、福祉バスの運行についてお伺いいたします。

市長は、市政懇談会の中で、福祉バスを見直して地域の利便性を図っていきますということでは言われてきましたが、今、国道355号線の並木坂下交差点から大和田交差点までの間、大和田工芸公園線には、俗に言う赤いバスが走っていますが、福祉バスは1台も走っておりません。この地域には、15の1区という区になっておりますが、75歳以上の人は49名ございます。この49名の方からの希望があって、この道路沿いに住むお年寄りの方々は病院や買い物などで日常生活に大変困っております。福祉バスを通してほしいとの声が多くあります。市としては、運行を行う考えはあるのかどうかお伺いいたします。

この3点をよろしくお伺いいたします。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 7番成田議員のご質問にお答えいたします。

まず一つは、福原地区の市営並びに県営住宅の入居者数と世帯構成、2番目には、この地区に遊具施設をつくる考えはないかというご質問かと思えます。

まず、福原地区にあります市営住宅と県営住宅の入居者数と入居者構成についてでございますが、今年9月1日現在で、市営住宅には、22世帯67人が入居しております。また県営住宅には60世帯193人が入居しており、平均の世帯構成人員は、市営住宅が1戸当たり3人、県営住宅では3.2人となっております。また、入居者の年齢、階層別に見てみますと、市営住宅では、就学前児童が21名、小中学校児童生徒が6名となっており、中学生以下が計27名で、全体入居者の40.3%占めております。また、県営住宅については、中学生以下が80名で県営住宅入居者数の41.5%を占めており、これらのことから、市営並びに県営住宅には、働き盛りの子育て世帯が多く入居していることがうかがえます。

さて、これら県営、市営住宅も含めた福原地区に遊具施設を設置する考えはないのかということではございますが、福原地区には、福原地区公民館が管理しております運動公園がございます。地域のコミュニティー活動の拠点ともなっております。福原地区公民館は、笠間市公民館の地区館であり、管理については地域の方々のご協力をいただきなが

ら運営しており、児童や幼児にとって安全な場所であり、福原地区の遊び場所としてはふさわしいものと考えております。しかし、ここの遊具施設は旧小学校時代のものであり、遊具によっては老朽化が進んでいるものも見受けられますので、施設の改善方策について教育委員会と協議し、対応してまいりたいと考えております。

また、県営住宅や市営住宅、並びに県住宅供給公社の分譲住宅地が立地しますプロバンス笠間地区の開発計画では、この開発地区内に公園用地を確保するものとされておりますので、計画の推進を事業者である県住宅供給公社並びに県に対し働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 7番成田議員のご質問にお答えしたいと思います。

生活保護についてでございます。

笠間市における被保護世帯の推移でございますが、平成16年度 365世帯 512人でございます。平成17年度 402世帯 542人でございます。平成18年度に入りまして、8月末現在で402世帯 544人でございます。ここ2年間の世帯数につきましては、ほぼ横ばいでございます。保護率でございますが6.6パーミリのということでございます。

また経費でございますが、扶助費でございます。平成16年度7億8,605万9,000円、平成17年度8億4,206万2,000円、平成18年度8月末現在の5カ月分でございますが、3億4,054万4,000円となっているところでございます。

扶助費につきましては、ご案内のとおり8種類の扶助費がございまして、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、生業扶助、出産扶助、葬祭扶助となっております。そのうち約75%、4分の3でございますが、生活扶助と医療扶助で占められているところでございます。経費の総額の4分の3につきましては、国の方から国庫負担金という形で負担がされてございます。4分の1の負担でございます。

今までにおきましての生活保護に対する適正な指導と申しますか、実施の正確性を期すということのために、ケースごとに県の指導を仰ぎながら、内部の診断会議等を実施しまして、ケースワーカーがおりますので、それらの指導とか助言、そして必要に応じまして関係機関との協力を得ながら、世帯の自立に努力しているところでございます。

今後につきましても、能力活用が期待できる被保護者につきましては、公共職業安定所等を通じまして求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告あるいは公共職業安定所の求職登録者等を指示しまして、自立支援プログラムという一つの方法があるのですが、それらへの参加とか、生業費、技能習得費、その他、他法例のものを活用しながら、積極的に保護世帯の自立支援に当たってまいりたいと考えているところでございますので、どうぞご理解を承りたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 7番成田議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問にございますとおり、大和田工芸公園線の運行につきましては観光協会による観光周遊バス、また、笠間駅から大和田交差点経由で芸術の森公園までの区間を、茨城交通による路線バスが運行をいたしておりますが、市の福祉バスにつきましては、当該路線の運行はいたしておりません。

福祉バスにつきましては現行のとおりといたしまして、合併後運行拡大等について検討するとの合併協議の調整方針、また、新市まちづくり計画を踏まえながら、ほかのスクールバス、廃止代替バスといった市が委託事業を行っているバスや、通常の路線バスの状況等も視野に入れた包括的な検討を進めております。この全地域を対象といたしました運行の拡大、またデマンド交通システムなどの新たな手法の検討については、次年度中の実施を目標に進めております。

ご質問の大和田工芸公園線の運行といった既存の福祉バス路線の変更につきましては、この検討の中に含めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。以上です。

議長（大関久義君） 7番成田 正君。

7番（成田 正君） ありがとうございます。

1点目の福原地区の遊具施設について、もう一度お伺いいたします。

福原には、旧小学校跡の公民館がございます。その公民館のところ、旧施設の中に遊具施設があるということですが、現在どのような施設が、古いものですが、残っているのか、その状況がどうなっているのか、わかればお伺いいたします。

それと、2点目の生活保護の状況についての関係で、私、生活保護者に対して、これから自立する支援策が必要じゃないかなと思うのです。それで質問したわけですが、ただ単なる金銭的な支援をするだけじゃなくて、生活保護者が社会にどのように貢献できていくのか、そんな観点から制度的にちゃんと確立すべきではないかなと考えるわけです。

ですから、障害者に対してはいろいろな面でやられていますが、福祉事務所長の話では、ハローワーク等とか自立支援プログラムの中で行っていくということですが、ハローワークの中では、本当に支援するということは難しいと思います。ですから、市としては、例えば、その方その方にケース・バイ・ケースで、仕事をあっせんするために、こういった仕事がいいんじゃないとか、そういうのを作業場的なものを設けて、ちゃんと自立支援をさせるべきではないかと考えます。

それと最後の福祉バスですが、今後として検討していきますよということですから、それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その2点について再度お伺いいたします。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 福原公民館、福原運動場ですね。ここの遊具施設はどうなっているのかということですが、ここにはジャングルジムと、このジャングルジムを利用した滑り台、それと鉄棒が設置されております。しかしながら、このジャングルジムにつきましてはかなりさびが出てきております。この件について、まずは適正な対応をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 7番成田議員の再度の質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、生活保護者の就業、自立、生活支援ということで、この点につきましてはご指摘のとおりでございます、これらについて今鋭意努力をしているところでございます。

お話がありましたように自立支援プログラムというのがございまして、これによりまして事業内容等を今鋭意努力しているところでございますが、この内容につきまして、特にハローワーク等を含めまして、まずは就労促進事業というのがございまして、就労していただくということが一つの自立でございます。

それと、生活保護の実態見ますと、健康を害された方が生活保護になっているケースがございますので、そういう健康管理を支援していこうという事業でございまして、これらについても、ケースワーカーがそれぞれケースによって担当をしております、これが一月に1回とか、二月に1回とか、3カ月に1回とか、家庭訪問、個別にいろいろなケースによって指導あるいは支援をしているところでございまして、特に、健康管理面につきましても支援していきたいというふうに考えております。

あと、病院等に入院されている方につきましても、短期・長期ということでそれぞれ疾患状況がありますので、これらにつきましても、なるべく早く退院できるような施策がないかということで、主治医を訪問したり、あるいは家庭を訪問したり、そういう退院の阻害要因の解消を図るような施策を含めてそれぞれやっているところでございます。

今後、先駆的、試行的事業ということで、自治体における独自性を持った自立支援プログラムを、よりきめ細かい、新笠間市に応じたようなものをつくりながら今後ともやっていきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

議長（大関久義君） 7番成田 正君。

7番（成田 正君） それでは、私の質問はこれで終わりにいたします。

今後とも、住民のために行政をフルに活用してほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 成田 正君の一般質問を終わります。

次に、9番鈴木裕士君の発言の許可をいたします。

9番鈴木裕士君。

〔9番 鈴木裕士君登壇〕

9番（鈴木裕士君） 議席番号9番鈴木裕士です。

通告に従い質問いたします。

私は、これまで私が生活してきた環境、この比較から、役場職員方々の勤務状況、あるいは勤務態度、これに不思議だなと思う点が数多くあったわけです。また、町民の中からも同じようなたくさんの声を聞いておりましたので、旧岩間町議会でも、一般質問を中心にして、役場職員の勤務態度あるいは職業人としての意識の向上、こういったものについて何度か提案や質問を行ってまいりました。今回も、職員の皆さんが、市民の方々からより信頼される人に、よりすぐれた行政マンになっていただくために、あえて質問をいたすものであります。

きのうの杉山議員の質問の中でも、市政懇談会において、職員のマナーやあいさつに感心しない点がある旨、市民からの声があったという発言がありました。市長からは、研修を徹底するという回答でしたが、市長だけでなく職員全体がその声を真剣に受けとめていただきたく切望するものであります。

我々議員は、話すことが仕事の半分を占めますけれども、一般の市民の方が、職員の方を前にして職員の非難に等しい言葉を発するということは非常に勇気を必要とすることです。昔で言えば、直訴に匹敵するぐらいの重みがあるものと受けとめていただきたいと思います。

それでは、質問の要旨に入りますけれども、まず最初、仕事の互換性ということであり、合併してから、各地区、各支所に共通する事項につきましては、会議等でも、本所、支所から職員がそれぞれ参加して、内容や問題点の共有に尽力されていることに感謝しております。

しかしながら、以前から感じていたことでありますけれども、ある担当者の管轄する仕事、あるいは担当部下が管轄する事項について、ほかの人、ほかの部下の人、ほとんど内容を知らない。該当する担当者がそこにいないと問い合わせに対する答えがほとんど返ってこない、こういう状況であります。

一人が複数の仕事を担当すること、これは現在行われております。これは職員が優秀であるからできることだと私は思っております。そして、日常の仕事ぶりを拝見していると、一人という単位、これの中ではきらりと光る仕事をしている人をよく見かけます。しかしながら、一つの仕事を複数の職員が行える体制が不足していると痛切に感じております。これは、行政の効率化だけを考えればマイナスになるということかと思えます。利用者である、あるいは客である市民の方からしますと、利便性が大きく欠けていることになるのであります。

先般、配付された主要施策の成果表において、たくさん間違いがあったのですけれども、同じ職務に精通している人間が複数いれば、容易にピックアップできたと考えております。組織としての体制不足が大きな要因になっていると断言せざるを得ません。これら

は職員個人の問題ではなく、市役所上層部の常日ごろの意識のあり方に起因するものと考えております。

急ぎで電話したのに回答がなく用件が事足りない、あるいはせっかく市役所まで来たのに、担当者がいないことによってまた足を運ばなくてはならないということを、私自身何度か経験しておりますし、またそのような意見を市民の方々からちょうだいすることもありました。

ご承知かと思えますけれども、松下電器が町工場から大きく発展したこの理由は、代理店制度をとったからでありますけれども、その代理店を支えていたのは、1人で、どんな製品、どんな質問にも応答できる営業マンを養成して、この営業マンが代理店の信頼を得ていたからであります。直接の担当者がいなくても、市民の問い合わせに即答できる体制をつくる、これが市民の信頼を得る重要な要素であると考えます。そのためには、一つの業務に対して最低2人、できるなら担当課の全員が周知している、互換性が必要と考えております。さらにつけ加えるならば、新しく取り組んでいる事項、その時々問題となっている事柄、こういったことについては、市役所職員全員が承知して問題意識を共有すべきであると考えております。役所の習慣として、この互換性が長くないがしろにされてきたように思えてなりません。

そこで、質問の第1ですけれども、市長として、職員の仕事の互換性についての考え方、つまり互換性は必要と考えているのか不要と考えているのか。それに、必要と考えるならば、その互換性を確保するためにどんな施策をとっているか回答をお願いします。

次に、職員の仕事に対する姿勢及び市民との対応の問題であります。

合併前の岩間の議会でも、岩間の役場特有のことと思ひ、職員は、三つのS、つまりスマイル・笑顔、シンシアリティー・誠実、親切と訳してもいいかもわかりません。スピード・速さ、この三つをもって仕事をする必要があると、職業人としての意識の向上についてただしたことがありますけれども、合併して、笠間地区、友部地区の皆さんとお話をすると、やはりそれぞれ職員の対応や仕事への取り組む姿勢について、苦情や意見のような文言が出てまいります。

先般、配付されました平成17年度主要施策の成果報告書を見ますと、管理職あるいは管理職候補者に対して、管理職に必要な政策形成あるいは管理についての教育は、3市町とも行っているようでありますけれども、それ以外の職員に対してはどのような教育を行っているのか見えてきておりません。また、お金をかけなくても今の管理職がしっかりしていれば、庁舎内で適宜教育できますし、民間企業へある程度の期間出向させて、民間企業の接客態度についての心構え、あるいは経営の厳しさ、こういったことを身につけることも可能かと思ひます。

そこで、第2の質問として、礼儀や応接態度のレベルアップ、職業人、公務員としての意識の高揚など、職員としてあるいは社会人としての基礎的な教育、これはどのようなこ

とを行っているのか、また民間企業への見習いという形で出向の是非についてどのように考えているのか、回答をお願いします。

3番目としまして、当笠間市では、これまで世間をにぎわせるような職員による不祥事が発生していません。しかしながら、テレビ、新聞のニュースを見るたびに、酒酔い運転、それによる死亡事故、汚職や談合に加担したこと、裏金をつくった、あるいはつくっただけでなくそのお金を廃棄した、公務員による不祥事が連日のように続いており、決して許されることではありません。

最近、県では、酔っぱらい運転はしませんという誓約書、これ誓約書の見本でございます。誓約書を全職員から提出させたということを知り、そこまでやらなければならないかと感じた次第であります。一方、市長を初め各部長、課長が、常日ごろの指導、管理を十分に行っていれば不祥事は十分に防止できるものと思っております。

そこで、第3番目の質問は、この不祥事を防止するためにどういった対処を行っているのか、これについての回答をお願いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、職員の仕事の互換性についての質問でございますが、必要であるかないかという考えはどうかということでございますが、当然、私も必要であると考えております。

平成18年3月に合併をいたしまして、業務量が増大したことに伴い、一つの業務に携わる職員が増加したこと、また、地方分権により国、県からの事務移譲されたことなどにより、担当業務が細分化してきているところでございます。

業務の互換性を確保するための手段といたしましては、合併前は少人数による係制により業務を取り組んできておりましたが、合併時に、従前の係制よりグループ制を導入いたしまして、組織をフラット化し、業務範囲を広げ、大人数で対応することにより、担当者全員が不在になることが避けられるようにしてまいりました。仮に、担当者が全員不在となり、すぐ市民の質問に回答ができない状況が発生した場合には、担当者が戻り次第、早急に連絡するなど適正に対応してまいりたいと思っております。

また、文書につきましても庁内ネットを利用し、個人が作成した文書を個人が管理するのではなく、各課、各グループごとに保存することにより、情報の共有が容易になるように取り組んでまいりました。加えまして、毎朝、始業時に各課ごとにミーティングを行い、現在抱えている課題や連絡事項などを確認しているところでございます。今後各課、各グループごとの業務マニュアルの作成などにつきましても検討をさせていただきたいと思っております。

次に、職員への基礎的な教育と申しますか、研修についての質問でございます。

今年度、笠間市では、茨城県自治研修所が実施している役職ごとの階層別研修と特別研修に67名、また、将来の幹部職員養成や専門技術の取得を目的とした茨城県への派遣研修を4名実施しているところでございます。さらに、これから全職員を対象とした研修を実施するため、今議会に補正予算を計上させていただいているところでございます。

茨城県への派遣や研修は、自治体としての力量を高め、住民ニーズに的確に対応した質の高い行政を展開していく上ですぐれた人材を育成するための、中長期的な視点を踏まえた、現在策定中の笠間市職員人材育成基本方針に組み込まれることとなっております。この方針の中で求められる職員像としては、公務員のプロとして幅広い視野を持ち、また、経営感覚を持って常に改善に取り組むなどの目標を定め、その目標の実現のために、研修規定にのっとり計画的な研修を行ってまいります。また、人材の育成については、研修のみならず人事管理全般を通じてその推進を図るものとされており、これらの人材育成は、採用、異動、昇任、人事評価等の人事管理上の各制度を活用してまいりたいと考えております。

それと、民間企業への派遣研修でございますが、民間企業における接遇のあり方、組織の一員としてのあり方等を体験することで、視野の拡大や組織人としての自覚や責任の醸成が期待できることから、今後検討をしてみたいと考えております。

私が市長に就任をいたしまして、職員研修についての感想ですが、機会が非常に少なかったなというふうに思っております。1市2町それぞれいろいろな研修には参加していましたが、1人の職員が必ず年1回研修に参加するという機会もございませんでしたので、少なくともそういう機会が設けられるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、職員の不祥事防止についてでございます。ご承知のとおり、福岡県で発生した公務員の飲酒運転による悲惨な交通事故など、最近、公務員の不祥事が多く発生しております。本市の不祥事防止の職員指導については、機会があるたびに、管理職を初め全職員に対して、綱紀の肅正について通達をしているところであります。

先月8月29日には、笠間市職員においても、市民を守る立場から飲酒運転は絶対にしないよう全職員に通達をしたところであります。また、9月1日の部課長会議におきましても、同様の内容の訓辞をしたところでございます。

公務員倫理規程の倫理行動基準の中においても、勤務時間外においても、みずからの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないことと明確に規定してあります。管理監督する立場にある私も含めて、職員は常に部下の日常の業務や行動を十分把握し、不祥事が起こらないよう体制づくりを確立する必要があると考えております。

このようなことから、毎日しております朝の課内のミーティング、当日の業務の打ち合わせの折、公務員の不祥事が原因の事件、事故などが報道された場合についても、公務員倫理を遵守するよう、部課長から各課職員に周知をさせているところでございます。また、

職員研修により職員の資質向上研修などについても実施をし、職員一人一人がみずからの役割を自覚しながら、自己研さんが図れるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 9番鈴木裕士君。

9番（鈴木裕士君） 続いて、質問いたします。

今、市長から、互換性にしろ、研修にしろ、今までにないような回答をいただきまして、今後を期待しております。

それでは、互換性についての余計な話になるかとは思うのですけれども。今でも、場所へ行けば金太郎あめを売っております。見たことがない人がいらっしゃるかもわかりませんが、棒状のあめのどこを切っても同じ顔が出てきます。これと同じように、職員の方々だれに質問しても同じ答えが返ってくる、これは非常に大事なことじゃないか、つまり互換性を十分持たせていけば、このような金太郎あめ体制ができると私は確信しておりますので、これから金太郎あめになれるような形で、庁内の意思疎通を十分に図っていただきたいと思います。

それから、2番目の質問に関してでありますけれども、我々議員の席に鉛筆が置いてあります。いつもとがっている方を先にして置いてあります。それから先般の決算特別委員会では横向き、これはとがっている方が左の人もあったし右の人もあった。別に、議会事務局にいちもんつけるわけではありませんけれども、このような鉛筆の置き方、これ何種類かあります。どれが正しいかということは私はあえて言いませんけれども、こういった鉛筆の置き方一つにしても、どう置くべきかということ、こういったことについて討議したことがあるのかなのか、この辺いかがでございましょうか。事前通告しておりませんので、回答したくなければしなくて結構ですけれども。例えばの話、鉛筆の置き方について、習ったあるいは教わったか、ちょっと手を挙げてみてください。手が挙がらないということは、なかったということになるかと思えます。

仕事についていかにしたら楽にできるか、どうしたら間違いなくできるか、効率的にするにはどうすればよいのか、このようなことについて、これまでに庁舎内や研修、こういったところでプレーストリーミングを行ったことは恐らくないんじゃないかなという気がします。日本の企業、ほとんどが改善について提案制度をとっておりまして、日本企業が飛躍する大きな要因となって、「改善」という言葉は世界共通語になっております。これをよく認識していただきたいのであります。

もう一つ、職員の方々の机の上を拝見させていただいておりますけれども、これまでに伝言メモを見たことがありません。もっとも今はメールでやりとりしているかとは思いますが、役所へ電話します、担当者がいない、かわりの方からどちら様でしょうか、というご用件でしょうかという言葉は私ほとんど聞いたことがないのです。ほとんどというのは、1週間ぐらい前、用事があって岩間支所へ電話して初めて、どちら様でしょう

かという言葉聞いたんです。昔は市役所を訪問しても同じです。したがって、電話した後、あるいは市役所を訪問した後、担当する職員から自宅へ電話が来たことなどほとんどなかったのです。私が議員になってから幾らかは違いますけれども。これで本当にいいのだろうか、市民の信頼を得られるのでしょうか、市民の納得を得ることができるのでしょうか、窓口へ来られた方に対しては、積極的に声をかけるという習慣、文化をぜひともつくり上げていただきたいのです。

役所のだれかを訪ねて来られた方、電話をくれた方、これは用件があったはずですが、かわりに応答して返答ができなかった場合、住所、電話、名前、こういった概要を伺ってメモをして、それから担当者にメモを渡す、今はメールになっているかと思えますけれども。これが伝言メモでありますけれども、対応の基本、これができていないように思えてなりません。来庁者には積極的に声をかけて、用件などをメモして該当者に渡すと、この対応の基本についてどう考えているのでしょうか、皆さん方で相談していただきたいと思えます。

話はちょっと変わりますけれども、9月14日付「広報かさま」において市長の言葉が載っております。この中で、ある人の言葉を引用した言葉が載っていますけれども、ご存じですか。市長の言葉、これが「広報かさま」に載っております。この中にある言葉を載せております。市長は、自分を戒めるためでありましょうけれども、これはひな壇に並んでいる皆さん方にも、ぜひとも自分のこととして受けとめていただきたいのであります。

私の質問を終わりますけれども、市長になりかわって申し上げます。「やってみて、聞いて聞かせて、させてみて、褒めてやらずば人は動かじ」という言葉でございます。

以上で質問を終わります。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問に改めてお答えを申し上げたいと思えます。私にかわって答弁していただきましてありがとうございます。

私も、市長就任前においては県の行政に携わっておりましたが、市の行政も含めて、返り返事がないとか、対応が悪いなと感じたときやら、説明が全くないとか、そういうものは、鈴木（裕）議員がおっしゃるように感じたことが幾度となくございました。今度は逆の立場に立ちまして、市長として、職員の住民に対する接遇・対応につきましては、研修を初め、指導をきちんとして、監督責任を果たしていきたいと考えておるところでございます。

互換性の問題につきましても、だれが窓口において、だれが質問しても同じ答えが返ってくるというのは、当然一貫性という考え方から必要なことだと思っております。鉛筆云々の話はわかりませんが、鈴木（裕）議員おっしゃることは、きめ細かな配慮が必要だろうということだと思っておりますので、それを忘れずに心がけていきたいと思えますので、

ご理解をいただきたいと思います。

議長（大関久義君） 以上で、鈴木裕士君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 11 時 06 分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、所用のため44番小園江一三君が退席されました。

次に、30番横倉きん君の発言を許可いたします。

30番横倉きん君。

〔30番 横倉きん君登壇〕

30番（横倉きん君） 30番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、教育行政について、小中学校の耐震診断と建設計画について伺います。

昨年、中央防災会議で、関東地方に大きな地震の起こる可能性が高くなっていると結論を出しています。学校は、教育の場であり児童生徒の安全確保は第一義的に取り組まなければならない課題であります。また、阪神・淡路大震災、中越地震の経験からも、避難場所の確保は地域住民の安全にとっても大変重要であります。行政は、市民の生命、財産の確保と安心して暮らせる生活環境を保障する責任があり、その観点から伺います。

1、児童生徒の安全の確保と災害時の地域住民の避難場所としての役割があることから、校舎の耐震診断の実施計画、診断結果、強度の不足と診断されるものについて、補強工事、改築などについて、どのような判断基準で実施されるのか伺います。

2、補強、改築工事は、市の財政負担の少ない方法で行われるべきと考えますが、どのような方法、手法を検討しているのか。

3、現在、旧笠間市の学校給食センターが老朽化し、建てかえの時期に来ています。地産地消、食育教育の観点から、学校給食センター方式から自校調理方式に改め、充実させるべきと考えます。かつ、災害時の避難場所としての食事の確保の点でもすぐれているので、校舎の改築とあわせて自校調理方式に移行すべきと考えますが、その見解を伺います。

4、トイレの改善は、児童生徒の学校生活にとって重要な教育環境の問題です。トイレは、悪臭のない、明るく清潔で使いやすいものが求められています。また、児童生徒がけがなどをした場合の配慮も必要です。トイレの改善計画はどのように進められるのか伺います。

次に、学童保育について。友部小学校の学童保育について、私は、学校規模が大きいにもかかわらず、学童保育の定員が、児童数の少ない学校と同じであり、希望する児童が入れないなど改善を求めてきました。このたびの学童保育室の建設は、児童や父母、関係者

が待ち望んでいたことでもあり、私は大変うれしく思っています。そこで伺います。

学童保育の保育児童数及び対象学年についてどのように検討されているのか。2、部屋の間仕切りについてはアコーデオンカーテン、パーテーションがありますが、管理の面、安全の面、耐久性ですぐれているパーテーションを採用すべきではないでしょうか。また、簡単なおやつをつくれる調理台、外から入室するときの洗面台、エアコンとあわせて網戸も必要です。3としまして、以前は野外研修が持たれていました。児童が研修を通して成長する機会にもなっていました。保育内容の充実のためにも野外研修が必要であると考えます。これらのことについて、指導員の意見を取り入れ、生き生きとした学童保育となるよう、建設と運営に当たっていただきたいと思えます。見解を求めます。

3、国民健康保険について伺います。

国保税の改定で、多くの市民から負担増に対する苦情が寄せられています。所得が伸びていないのに、各種控除の廃止・縮小で一層税負担が重くなりました。国保は市民の命を守るかなめであればなりません。国民皆保険として生まれ、社会保障制度に位置づけられた国保が多くの滞納者を生み出していることは、生活を脅かす存在になっているのではないでしょうか。私は、国保の財政基盤の分析を行う必要があると考えます。

厚生労働省は、市町村の国保加入者の職業構成の変化を統計で示しています。2001年度では、無職者が50.9%と半数を超え、今後増加すると推定しています。笠間市の国保加入世帯は1万6,100世帯で、全体に占める割合は59%になっています。笠間市の国保加入者の職業構成割合、農業、自営業、無職者、その他どのようになっているのか、今後どのように変化すると推定したのか伺います。

2、国保税が高く、払いたくても払えない滞納世帯が20%を超えています。国保税の負担増は、制度の機能を失う危険をもたらすのではないのでしょうか、見解を伺います。

前回の議会答弁では、一般会計から国保特別会計への繰り入れの増額は、税の公平性の立場から問題であると答弁されました。しかし、他の下水道事業や農業集落排水事業、老人保健、介護保険などでも、一般会計からの繰り入れが行われているのではないのでしょうか。国保加入者は、所得に対する税負担が非常に高く、生活を脅かしています。国保税の引き下げに一般会計からの繰り入れがどうして税の公平性に欠けるのか、納得できません。2割の減免措置を受けるには申請しなければ受けられません。市民に周知徹底し、減免措置が受けられるよう指導と改善が求められていますが、どのようにされているのか伺います。

4、介護保険について。昨年10月から施設の居住費、食費が保険から除外されました。ことしは4月から保険料の見直しで大幅な値上がりで負担増となっています。ホテルコストの負担増により、施設からの退所者が生まれているのではないのでしょうか、何人いるのか、どのような状況なのか伺います。

2、要介護者のうち、障害手帳を持っていなくても市町村の長が認めた要介護認定者は、

所得税の障害者控除を受けられることになっています。私は、平成14年6月議会の一般質問で指摘しました新潟県長岡市や上越市の例を取り上げましたが、要介護1、2では、障害者控除が27万円、要介護度3、4、5は、特別障害者控除が40万円として、すべての要介護認定者に障害者控除認定書を郵送しています。また、還付請求については、確定申告期限の3月15日を過ぎても、5年間さかのぼることができ、年間を通じて請求することができます。厚生省社会局長通知は、都道府県知事に対して、対象となる高齢者に対する趣旨徹底にいかんなきを求めています。そこで、この制度の利用状況と周知がどのように行われたのか伺います。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 30番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、小中学校の耐震診断と建設計画についてでございますけれども、学校の耐震化につきましては、現在、友部地区を除きます小学校7校、それから中学校3校、幼稚園2園を対象にいたしまして、耐震化優先度調査を行っているところでございます。この結果をもとに、既に調査の完了している友部地区を含めまして、10月には耐震化年次計画を策定する予定となっているところでございます。

この計画に基づきまして、優先度の高い建物から耐震診断調査を行いまして耐震性を診断し、改築が必要なもの、いわゆる建てかえの必要なもの、それから耐震補強が必要なもの、改修のみで済むものということで判定をすることにしてございます。さらに、これらの結果を踏まえまして、実施設計そして整備ということで、順次整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、予算計画でございますけれども、耐震化事業、改修事業につきましては、国の交付金対象事業となつてございます。国庫と合併特例債と合わせながら財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、校舎改築の中で学校給食を自校方式にすべきではないかというご質問でございますけれども、これにつきましては災害時に有効ではないかというお話ございました。災害時においては、食料、電気、ガス、水道、衛生管理等ライフライン等の確保が困難になるところでございます。そういった中では、自校方式で給食設備を確保しても、そのまま有効に利用できない場合も想定されますので、必ずしも対応できるものではないというふうに考えてございます。

最後に、トイレの改善についての計画のご質問でございますけれども、本年度は、友部地区、岩間地区の各小学校においてトイレの実態を調査しております。洋式のトイレが少ない現況になってございまして、現在整備がされております笠間地区と同様に、平成19年度におきまして整備を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 友部小学校の学童保育建設についてのご質問ですが、保育園の保育児童数の予定ですが、完成しますと100人規模の児童が預かれるような状況になります。及び対象学年ですが、1年生から3年生までが対象ということになります。

また、2番目の施設等の内容ですが、児童クラブ室建設につきましては、クラブ運営がよい環境で行えるように、関係機関並びに指導員の意見や要望等を事前に把握して、設計に反映させていただいておるところでございます。

また、3番目の野外研修ということですが、児童クラブについての厚生労働省関係、また運営上の目的ということですが、児童が学校から帰ったあとに、保護者の就労等の状況によりまして家庭での監護養育に欠ける児童を対象に、児童の育成、指導、遊びによる発達助長などを行う場所が本来の目的ということになりますので、野外での研修ということになりますと、目的というか、本来の児童を安全に守るという環境からすれば、ちょっとかけ離れた教育環境になるのかなということになりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 横倉議員のご質問にお答えをします。

まず、1番の笠間市の国保加入者の職業の構成についてでございますが、国においては、国民健康保険実態調査を行っている中でレセプトを抽出しまして、世帯主の職業構成を市町村から報告させたものを集計して、その傾向を把握しています。しかし、そのサンプル数も非常に少なく、また、市独自の調査も行っておりませんので、市の被保険者の職業構成は把握してございませんので、よろしく願いいたします。

2番の、国保税の負担増は制度の機能を失う危機をもたらすものではないかとのことですが、笠間市の国民健康保険医療費は年々伸びておりまして、1人当たりの医療費も、平成15年度から平成16年度にかけては3.9%、平成16年から平成17年度にかけては5.7%と増加しております。一方、当市の1人当たりの国民健康保険税につきましては、平成12年から13年度をピークに下がり始め、ここ一、二年は微増という状況であります。

そういう状況の中で、被保険者の負担、1人当たりの国保税の調定額は、県下保険者の中でも低位に位置しております。これに対しまして、保険税の収納状況につきましては、平成17年度決算で、県内市部の平均89.25%であったところ、当市の徴収率は88.91%と県内市平均を0.34%下回っております。納税者の増加は、国民健康保険制度を維持するための骨幹にもかかわる問題ですので、今後は、滞納者の理解を得ながら口座振替の推進、滞納整理の強化を図り、徴収率のアップに取り組んでまいります。これらが国民健康保険を維持するものにつながると思っております。

3番で、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れの増額の件ですが、まず一般会計から特別会計への繰り出しの現状を申し上げますと、下水道事業特別会計、農業集落

排水事業特別会計につきましては、主に建設事業債の償還費に対して繰り出しを行っております。これは負担金使用料を建設工事費や維持管理費に充当すると、起債の償還に当たる財源を一般会計に求めなければならないためでございます。また、老人保健特別会計は、精算により老人医療費の一定割合を繰り入れております。介護保険特別会計については、介護給付費の19%を保険料で、12.5%を一般会計で負担するほか、国県負担金、支払基金交付金の負担割合が明確に定められております。また、それ以外の費用については一般会計の繰り出しに財源を求めるものであり、いわばルールに沿った繰り入れをしております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳出の医療費を基本にしまして、国県支出金交付金繰り入れ基準に基づく一般会計繰入金などと、さらに歳入の不足する分を国民健康保険税で補うという国保財政の基本原則を踏まえつつ、一般会計からの繰入金は、事務費繰り入れ、保険基盤安定繰り入れ、出産一時金繰り入れ、国保財政安定化支援事業繰り入れなど、ルールに沿った範囲であります。

下水道や農業集落排水は何十年にもわたって使う施設であるため、その建設時の加入者のみ過大な負担を課すのは適当ではなく、長く世代にわたって負担を分担していただくのが適当でありますので、その建設事業債の償還費の一部を一般会計が負担するという考えのもとに繰り入れしております。一方、国民健康保険特別会計のように、年度ごと精算していく医療費については、その時々でその時々加入者に負担を求めていくのは適当であります。

一般会計からのルール分を超えた繰り入れは、国保加入者以外にも国保の負担を求めることであり、そういう意味で税の公平性に欠けると考えております。国の繰り出し基準の中でも、保険税で負担すべき給付について一般会計が補助することを、一般的に是認しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

4番の2割軽減措置の申請についてですが、2割の軽減措置については、納入通知書送付の際に、国民健康保険で2割軽減申請書を同封しまして、軽減の申請書の提出を促しております。しかし、まだ申請されていない世帯主の方には、再度通知をいたしまして、申請書の提出をお願いしております。現在、約9割の方が申請になりました。これでもまだ全部提出がそろわないことから、今週中に、再々度の3回目の通知をして、申請書の提出をお願いするところであります。

以上でございます。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 30番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

一つ目のホテルコスト負担につきましての施設からの退所者についてでございますが、市内における施設からの退所者の状況につきましては、介護老人福祉施設につきましては、退所時に退所届を提出していただいておりますので、51名ということで把握をしております。また、介護老人保健施設や介護療養型医療施設につきましては、退所

する際に退所の届け出の義務はございませんので、把握はしていない状況でございます。前者の介護老人福祉施設の退所51名の内訳でございますが、死亡が41名、長期入院からの退所者が9名、転出が1名となっております。

次に、二つ目の税控除要介護認定者についてのご質問でございますが、平成17年度でございます。旧友部町の制度でございますが、12名の方が申請をなされ、12名の方が認定となっております。周知方法につきましては、町の広報紙等を通じまして、町民に周知を図っているところでございます。

また、新市笠間市につきましては、この制度につきましては今現在担当課におきまして税務署と協議中でございますので、検討中ということでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（大関久義君） 30番横倉きん君。

30番（横倉きん君） 学校の建てかえで、災害時にライフラインが壊れてしまった場合に、学校給食自校方式はさほど機能を果たしていないという答弁もありました。しかし、避難場所としての確保というのは大事です。簡単なものをつくれるそういうきちんとした施設があるのは心強いことだと思います。

今、食の教育、それから農業の生産、自給率が40%、45%とっていますが、なかなか上がりません。そういう中で、地元子供たちも生き生き、地域の振興にもなる地産地消を取り入れる点では、すごく自校方式は小回りがきくということで、一度に大量の量がなくても、各学校によって献立を変えることによって、少しでも地元の野菜、新鮮なおいしいものが使えるということで友部学区では全部自校方式になっているわけですけれども、そういう食育、教育の面から、あとは農業の点からも、ぜひこれは前向きに考えていただきたいなと思ひまして。教育は将来の社会を支える人材を育成するとうとい事業ですので、ただ効率だけとかじゃなくて、子供の生きる力、そういうものを強めていくというか、生き生きしていく子供たちを育てる点でも、ぜひ検討していただきたいので、その辺また検討していただけないかということです。

それから、学童保育については、指導員の方の意見をよく聞いて取り入れるということですので、私も学校に行ってきました。学童保育の指導員の方に聞きましたら、やはりパーティーがいいということをおっしゃっていましたし、網戸とか手洗い、そしてまた夏休み、冬休み、春休みの長い1日の学童保育の場合は、学校だけというよりは、年の何回かは野外研修もすることは非常に大事かと思ひます。そういう点で、今、指導員の方の意見を聞いて、よりよい学童保育にしていくように当たるということですので、ぜひその辺は取り入れてほしいと思ひます。

あと、国民健康保険ですが、今、市長もおっしゃっているように、本当に安心して住んでよかった、訪れていい町ということをおっしゃっています。まちづくりについて、安心して暮らせるというのが一番大事なと思ひますけれども、今、6割近い国保加入者が、

友部に世帯数としてはいるわけです。そういう中で、本当に国保税が高くて不安だという声が、私どもアンケート調査をしておりますけれども、随分数としては多く上がってきております。それは、今まで税金がかからなかったのが、各種控除の廃止などですごく負担がふえたということが一番の大きな原因ですので、この医療に対して、基本的には、国が45%から38.5%どんどん減らしていったのが大きな原因ですから、まずそこを元に戻してもらうように、自治体としても強く働きかけてもらうことが一つだと思いますけれども、そういう命の問題について、ぜひこれは検討していただきたい。

それと、無職者については、笠間市ということで見れば、なかなか調査が難しいかもしれませんが。厚生省の資料から見ますと、61年度は無職者が9.4%だったんです。それで2001年が50.9%、2015年では、厚生省は57.1%が無職者だ、収入がない、全部収入がないとは言いませんが、無職者がふえるということは、今所得に対する割合が物すごく税負担が高いということをきちんと念頭に置いて対策をしていただきたい。教育にかけるのと同じに、医療も一般会計から出すのは当然と考えますが、再度この辺について伺います。

それから、介護保険で、私も前に調査しましたので、きのうも確認をいたしました。新潟県の長岡市、これは1970年の所得税改正によりまして、精神または障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が、知的障害者、身体障害者手帳、これは1級から6級交付に準ずる人は、手帳の有無にかかわらず障害者控除が受けられ、重度の人や、身体障害者手帳1、2の級に準ずる人は特別障害者控除が受けられることになっている。それを準用していますから、介護度1から2の人はほとんど障害者控除を受けています。イコールではないですけども受けています。3から4、5に対しては、特別障害者控除が受けられています。そして、これはちゃんと郵送していますね、介護認定になりましたら障害者控除対象者認定申請書というのを送っていますし、65歳以上の要介護と認定された方へお知らせということをやっています。そして、市役所に届け出るのも、ケアマネジャーさんに言う、申し込む、それからコミュニケーションセンターに言うということをやっていますので、ぜひこの辺で検討をしていただきたいということで、この認定についてお伺いいたします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 30番横倉議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

自校方式、学校給食センター方式よりもすぐれているので継続して検討をしてほしいというようなお話ございました。要望として、継続して検討をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 先ほどの児童クラブの野外研修の件につきまして、30番横倉議員の方で、こういうふうにしてくれるのだからいいでしょうというような、指導者の意見を聞いてやっていただくというようなお話でしたけれども。

私が申し上げたのは、児童クラブ室の建設について、一応指導員とかそういう関係者の

ご意見を十分に反映させていただきますということでありまして、野外研修の件につきましては、あくまでも、学童クラブそのものが学習、教育指導の場ではございませんので、あくまでも健康管理とか安全の確保とか、情緒の安定の場としての預かりの場でございますので、その点についてはご理解の方を誤らないようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 30番横倉議員の再度のご質問にお答えいたします。

要介護税控除の認定制度につきましては、内容につきましては周知をしているところがございます。3市町のうち1町が平成17年度実施をしていたようでございまして、これらについて税務署と協議中でございますので、要望として検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 以上で、横倉きん君の一般質問を終わります。

市民生活部長より、訂正をお願いしたいということでありますので許可をいたします。

市民生活部長（野口直人君） 先ほどの2番のお答えの中で、滞納者の増加との答弁の中で「滞納者」を「納税者」とお答えいたしました。「滞納者」に訂正をお願いいたします。

議長（大関久義君） 次に、17番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

17番萩原瑞子君。

〔17番 萩原瑞子君登壇〕

17番（萩原瑞子君） 17番萩原瑞子でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、笠間市における戦没者追悼式について市長にお伺いいたします。

終戦から61年目を迎えました去る8月15日に、政府主催によります全国戦没者追悼式が東京都内で行われ、続いて、8月24日には茨城県の戦没者追悼式が行われました。この終戦記念日を中心に、各地においても慰霊祭等が行われたことと思います。私は、佐白山麓にある戦没者忠魂碑を参拝し、国のためにとうとい命をささげた戦没者のご冥福と恒久平和を祈ってまいりました。

当笠間においても、昭和6年に勃発した満州事変から太平洋戦争までにとうとい命を国のためにささげた戦没者は1,794名おり、靖国神社はもとより、市内の各忠魂碑にもまつられております。戦争によって大切なご家族を亡くされましたご家庭においては、一家の大黒柱を失い、人には言えない長く険しい苦難の道をたどってこられたことと思います。今日の平和と繁栄があるのも、戦没者のとうとい犠牲があったからこそと、決して忘れることはできません。戦争の悲惨さ、そして平和の大切さを後世に伝えていくことは、私たちの責任であると思っております。

戦後61年を経過しました今では、戦争経験者やその悲惨さを語れる方も年々少なくなってきました。こうした状況の中で、昨年まで行ってきました旧笠間地区での追悼式が合併を理由に遺族会任せとなり、連絡は不十分で、地区によっては参拝者も少なく、余りにも寂しい追悼式に、国のためにとうとい命をささげたみたまに対し痛恨の思いでございました。簡素化になってしまったことはまことに残念でなりません。今年度行政がかかわらなくなった理由はあったのでしょうか。

聞くところによりますと、遺族会も年々会員は減少し、組織の弱体化が深刻な問題になっていると伺っております。旧笠間市の戦没者追悼式につきましては、以前は体育館で市内一同の慰霊祭を行い、市長を初め関係者の方々は、各地の忠魂碑を巡拝し、追悼の意をあらわしていたそうです。しかし、ご遺族の方々も高齢者になり、中央まで出て来ることは困難なため、出席のしやすい旧村ごとの忠魂碑前での追悼式に切りかえたようです。ここの追悼式は、市長としてどのようなお気持ちでおられたのでしょうか。

今後における戦没者追悼式は、戦争の悲惨さ、恐ろしさ、二度と戦争を起こしてはならないことを、将来を担う子供たちや青少年に正しく伝えていかなければなりません。そのためにも、今後の追悼式、慰霊祭のあり方を、多くの方の意見を大切にしながら考えていただきたいと思います。笠間市における戦没者追悼式について、今後の方針をお伺いいたします。

次に、油脂遮断装置の設置について、担当部長にお伺いをいたします。

合併に伴い上下水道部が新設されたことは、毎日の生活に欠かすことのできない大切な水の受水から排水に至るまで、市民サービスの向上が期待できることと大変うれしく思っております。

下水道の普及に対して、水洗化率は向上していないようにも感じられます。そのようなときに、新笠間市では下水道への接続に油脂遮断装置が義務づけられました。油を流すことは、水の浄化の妨げになるのはだれもが知るところです。また、排水管等の劣化をさせる要因ともなります。しかし、つなぎ込みを先送りしている方にこの装置を義務づけることは、水洗化アップの妨げになるのではないかと懸念をいたしております。

設置することにより工事費が高くなることに加え、維持管理は、1週間に一度の割合で行うとなっております。高齢化社会を迎えるときにこの負担は大きいと思えてなりません。県内での設置状況を見ましたところ、積極的に取り入れている自治体は少ないように思います。このような状況の中で、大切な水の浄化、劣化防止にどれほどの効果を見込むことができるのでしょうか。既につなぎ込みをされているところへ設置を広めていかなければよりよい効果は期待できません。油脂遮断装置の必要性と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

以上、2点でございます。ご答弁よろしくお願いをいたします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 萩原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

ことしの8月15日につきましては、私は、一人で旧笠間市の忠魂碑にお参りをさせていただきました。

合併前までの3市町のそれぞれの形について、まず説明をさせていただきたいと思ひます。3市町それぞれの形で、行政及び遺族会が中心となり戦没者追悼式を実施してきたわけでございます。旧友部町においては、毎年8月15日に、遺族会主催による忠魂碑参拝、3カ所、そして3年ごとに公民館にて合同追悼式を実施してきております。旧岩間町においては、2カ所において、隔年ごとに合同追悼式を実施してございました。旧笠間市においては、毎年8月15日に、先ほどお話があったように、戦没者遺族並びに関係者ともに、旧市内の5カ所の忠魂碑において追悼式を実施し、それぞれみたまに対し哀悼の意を表してきたところでございます。

18年度は、合併に伴って新しい笠間市が誕生したわけございまして、各遺族会の代表者とともに組織活動の強化を図っていくため、話し合いを実施をさせていただいてまいりました。その結果として、8月1日に、笠間市遺族連合会の設立を見たところでございます。これらの話し合いの中で、今後の戦没者追悼式の実施方法についても協議をし、19年度からの新市における合同追悼式の実施に向け、旧3市町が足並みを調整した形で、今回の遺族会を中心とする忠魂碑参拝としたところでございます。ただ、ご指摘にあったように、連絡等について不十分なところがあったことは事実でございまして、おわびを申し上げたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、国のためにとつとい命をささげたみたまに対し哀悼の意を表するとともに、平和を祈念する追悼式は、遺族会は無論のこと行政も率先して行っていくことが必要であると考えております。現在、遺族連合会を中心に、来年度からの追悼式の実施方法について協議を重ねておりまして、ことしじゅうに方針を決めまして、関係者に周知徹底をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をさせていただきたいと思ひます。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 17番萩原議員のご質問にお答えいたします。

油脂遮断槽の必要性についてでございますが、笠間市公共下水道条例施行規則第3条第1項第1号のイの規定により、油脂類を大量に排出する流し口には、油脂遮断装置を設けることという規定がございます。排出量につきましては、大量か少量かの判断をすることが難しいものがあります。

流し口から排水中に含まれている油脂分が排水してゆくに伴い、下水管内面に付着して管を閉塞させるおそれがありますが、油脂遮断槽を設置することにより閉塞を防止することができます。これらの理由から、流し口には油脂遮断装置を設置していただくようご協力をいただいているところでございます。

設置したあとは、その機能を十分発揮させるためには定期的な維持管理が必要です。お年寄りだけの世帯においてはその維持管理が大変だと思いますが、下水道施設の延命にもつながりますのでご協力をいただいているところでございます。

取り組みにつきましては、排水設備を行いますのは市に登録しております指定工事店でございますので、合併後、指定工事店を対象にいたしまして説明会を行い、その中で必要性を説明してご理解をいただいたところでございます。

なお、旧岩間町の場合には、供用開始時期が平成14年度と、旧友部、笠間地区に比べ遅かったこともあり、当初から義務づけていたため、混乱なく設置いただいているところでございます。

また、平成17年度末の水洗化率でございますが、笠間市全体では72%であり、旧市町ごとでは、旧笠間市が60%、旧友部町が82%、旧岩間町が46%という状況でございます。今後とも、広報紙等を活用しながら、油脂遮断装置の設置を含め水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（大関久義君） 17番萩原瑞子君。

17番（萩原瑞子君） 戦没者追悼式につきましては、前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私は以前、知覧の戦争記念館に行ってまいりました。わずか十四、五歳の子供が、お父さん、お母さん、先にいくことをお許しください、私の分も長生きしてくださいと、わずかな燃料の飛行機に乗って飛び立って行ったわけです。追悼式について、私の要望を申し上げさせていただきます。

戦争で亡くなられた300万人余方々に思いをはせ、戦争を風化させることのないよう、追悼式の日取りは、終戦記念日であります8月15日にしていただきたいと思っております。そして、子供から若い方までが出席できるよう、きちんとした経費を充てて、立派な追悼式をしていただけることを要望させていただきます。

次に、油脂遮断装置についてご答弁いただきましてありがとうございます。

答弁の中で幾つか気になるところがありました。一般的な認識といたしまして、下水道を使う家庭においては、そのあとの維持管理ということはないものと思っておる方が大多数だと思います。私もその一人でした。しかし今回、下水道を使用するに当たりまして、クリーン樹の必要性を義務づけたということで、そのクリーン樹の維持管理が、本当に大変だということを身をもって感じたわけであります。

これから、高齢化社会になってまいります。自分の身を自分で守っていかなければならないというときに、周りのこと、自分の住んでいる環境への対応というのは、大変難しくなっていくのではないかと私は思えてなりません。このクリーン樹を、1週間に一度の割合でお掃除をしていくということ、これが幾つまで、そしていつまでできるのでしょうか。この清掃に対して、今後行政として取り組みはどうされていかれるのか、できれば、工事

をされる企業に対して、そのメンテナンスをよく説明をされていかれた方が私はよいと思うのですが、その点、メンテナンスについての維持管理についての周知をどのようにされていくのかお伺いいたします。

そしてまた、つなぎ込みをされている家庭に対して、新たな装置を設置していかない限り、クリーン柵による70%の効果という期待は私は見込めないと思っております。それらについての働きかけ、広報活動をきちんとしていただきたいと思います。

一つだけ、再度質問をさせていただきました。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 萩原議員の再質問にお答えします。

今後、高齢化社会を迎え、分離柵などのメンテナンスが大変ではないかというご質問でございますが、確かに、高齢化社会を迎えまして、分離柵などのメンテナンスが個人では困難な方も出てくることも考えられますので、今後十分その対応について検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（大関久義君） 以上で、萩原瑞子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、所用のため33番枝川永男君、1番鈴木 努君、47番竹江 浩君が退席されております。

次に、6番佐宗裕子君の発言を許可いたします。

6番佐宗裕子君。

〔6番 佐宗裕子君登壇〕

6番（佐宗裕子君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、環境基本計画策定における市民協働の促進についてをお尋ねいたします。

平成18年度笠間市予算において、環境基本計画策定委託料として432万9,000円が計上されておりました。今回の基本計画策定に当たり、笠間市環境基本条例第4章にうたわれております市民等の参加及び協働による取り組みは、特に重要と考えておりますが、今回の基本計画策定において、市民の参画や協働はどのように取り組む意向であるか、お答えをお願いします。

3月の合併により生まれました新笠間市全域の自然や生活環境を、より多くの市民が認識し共有することは、新たな環境の保全や創造に深く関与することと考えます。また、今

回の環境基本計画策定に当たり、市民と行政の協働作業をすることにより、新市のまちづくりの根幹を担うものとなることを期待しております。これを機会に、新たな市民参画の場をつくり、市の将来を担う子供たちへの環境教育や啓発活動など、市民との協働をより一層促進するためにも従前以上の取り組みを必要とすると思いますので、具体的にどのような計画が予定されているのかを伺います。

2点といたしまして、外国人研修、技能実習生制度の笠間市における現状について伺います。

新市庁舎の正面カウンターには、外国人登録の窓口がございます。見ておられますと、窓口を訪ねる方もたくさんいらっしゃるようでございます。国際交流やグローバル化推進に伴い、笠間市に居住する外国の方もふえているのではないかと思いますし、これからさらにふえていくものと考えております。観光や短期の滞在の方も多いとは思いますが、一方で、永住や就労を望む方たちも多くなることと思っております。

また、過日の新聞紙上で取り上げられていたように、茨城県内には、外国人研修生や技能実習生が多く滞在し、特に、県内では農業分野の方が多いということで、2005年度の実習生への意向申請者 2,800人のうち 1,200人が茨城県内での実習を希望しておりました。また、彼らに対する雇用者側の不正行為なども多々あると指摘されております。このようなことは人道上許されることではなく、また、被害を受けた研修生や実習生たちが故国に帰りその実情を訴えれば、大きな外交問題ともなり得ます。当市において、そのようなことがあってはならないと思いますので、外国人の研修生、技能実習生の現状はどのようなものであるか、まずお尋ねをいたします。

以上、2点に対してご回答をいただきます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 佐宗議員のご質問にお答えいたします。

環境基本計画策定におきまして、市民の参画や協働推進どのように取り組んでいくのかとのことですが、笠間市環境基本計画が、平成18、19年度の2カ年で策定いたします。18年度は、基礎調査としまして、旧3市町の既存分限調査により、地域の概況、地域特性を把握します。また、施策や取り組む立案の参考とするために、市民や事業者に対しアンケート調査を行います。環境に関する意識や意向等について把握してまいります。19年度は、望ましい環境像を設定し、そのための具体的な環境に対する施策を展開してまいります。

この計画策定の組織体制といたしましては、庁内関係各課で組織する環境基本計画推進会議がございます。それとともに、市民や市民団体等による市民懇談会、これは仮称でございますけれども、その組織を考えております。この組織は、地域ごとに異なる環境の特徴や課題、市民の意識や意向などを計画に反映するとともに、計画の推進に対しても協働して進めていきます。さらに、パブリックコメントを行いまして幅広く市民の意見を募集いたします。

私たちが、健康で安全、文化的な生活を営み、将来の世代にこの恵みを引き継ぐために、人と自然が共存できる町をつくるために、環境基本計画を策定しまして、環境の保全及び創造を実施していくものでございます。以上です。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 佐宗議員から、外国人研修技能実習生の現状についてのご質問にお答えいたします。

茨城県内では、財団法人であります国際研修協力機構水戸事務所からのあっせんによりまして 3,162名の実習生がおります。最も多いのは農業関係で 1,463名、次に、機械金属関係が 504名、そのほか繊維衣服関係や食品製造、建設関係等多くの分野で技術の習得を目指して、多くの外国人が取り組まれております。

この国際的な人材育成事業の受け皿体制につきましては、外国人研修技能実習制度に基づきまして、受け入れ企業等に、指導員体制や研修、さらに実習計画及び職場環境が整備され、また労働基準法や労働安全衛生法が遵守されることが条件となっております。また、在留期間でございますが3年間でございます、1年目が研修期間、2年目以降が技能実習期間と位置づけられておりまして、この制度は国際交流の観点からも非常によい制度であり、定着していると思われま。

現在、笠間市外国人登録、原票に登録している外国人の総数は 788名がおります。このうち1年目の研修生は72名、2年から3年目の技能実習生が 116名となっており、合計で 188名の方がおりまして、外国人登録総数の24%になります。

外国人研修生及び実習生の受け入れにつきましては、以前、友部町商工会が主体となって受け入れを行ってきた経緯がございましたが、現在は受け入れをしておりません。一部の企業が独自で受け入れしていることから、詳細がつかめない状況にあるのが実態でありまして、市内の企業に従事している研修生や技能実習生からの被害等の報告は現在のところありません。

しかしながら、全国的にも、研修生及び技能実習生として企業とのトラブルや事件、事故が報告されている状況にあることを考慮し、言葉の障害や宗教的な相違等による諸問題があるかと考えられますが、今後、国際研修協力機構と連携を図りながら、適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（大関久義君） 6番佐宗裕子君。

6番（佐宗裕子君） 6番佐宗であります。

2点とも明快にお答えくださりましてありがとうございます。大変に模範的な回答をいただいたものと思っておりますが、これは、模範回答であるということであって、問題はそこに含まれない部分にあるのではないかなと考えております。

まず1点目の環境基本計画策定においては、このような状況で策定をしていくということとは以前にもご説明を受けておりますので、遺漏はないものとは存じ上げますが、しかし、

ここで、環境基本計画策定委託料 432万 9,000円であります。もちろん2年間にわたる事業であることと、最終的には市の基本計画書をつくっていかねばならないということもあつての予算措置であることは重々認識しておりますが、しかし、一番重要なのは、そういった行政主導で計画を立てていくときに、どこまで市民の声を反映できるか、どこまで市民の声を集約したものになり得るか、そしてそれらを、その後どういった問題を検討しながら解決し、新しい市の環境基本計画をつくるか、そのこのところに一番重点を置いていただきたいと思ひます。

多分今まで、新しい形で、こういったように計画の策定に住民たちの声を集約していくというのはなかなかできないことでありまして、ここの部分を非常に丁寧にやっていただくと、環境基本計画ではあります、その後のまちづくりであるとかいろいろな市民活動の養成であるとか、また市民の中に隠れた能力をお持ちの方たちの人材育成であるとか、それを市の行政にフィッティングしていく下支えをするようなことがたくさんできると思うのです。しかも、今現在ちょうど合併をして、新しい市の基本計画をつくるのだという認識の中で、市民の皆さんの了解と協力を得るということを丁寧にやっていくことが、これからの市の発展と以後の計画に非常に重要になると思ひますので、その辺で何点か補足して伺いたい部分がございます。

まず、環境基本計画とは言ひますけれども、市民の生活環境、自然環境、景観等々たくさん項目を意見調整していかねばいけぬ、要するに望ましい笠間市の姿を、市民がどういふふうを考えているかを十分に酌んでつくっていかねばいけぬということは皆さんご認識の上だと思ひますけれども、その中で、これからの笠間市における開発計画でありますとか、既に取得しております生活の利便性の向上ですとかという問題と自然環境の保護という問題は、非常に大きく問題を起す場合があります。要するに、皆さんはそれぞれ自分たちの町の中で、自然環境であるとか、生活環境であるとか、あれも欲しい、思ひていらっしやいますが、じゃそれを一つにするときに、またこれから新市として新たな開発計画や何か非常にたくさん起っております。総合計画や何かの策定もござひます。そういったところとの互換性をきちんと押さえていくためにどんなふうを考えていらっしやるかということが1点。

現在、笠間市には、環境基本条例、笠間市住みよい環境条例、笠間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例、並びに関連することで、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例など多岐にわたる条例がございます。環境を考えると、これらの条例も一緒に考えていかないと、なかなかバランスのとれた、自然環境を守り市民の生活環境を守るといっても難しい部分がございます。そういった包括的な問題を住民と一緒に話し合っていくというようなスタンスがこの中に盛り込まれていくのでしょうか、その点をお伺ひいたします。

また、2点目につきましては、現況は非常に了解いたしました。今のところ、笠間市に

においてこれらの問題はないというご判断でありますし、人数も非常に少ないということがありますのでフォローはできているんだと思います。

ただし、この件に関しましては、国の対応は発展途上国への技能移転というところから、研修制度や実習生の就労に対する法的保護をどのように変えていくのかという点に移行しているものと思われます。将来的な外国人の雇用政策や規制改革も視野に入れて、現在議論されているところであると認識しております。また、本年3月の閣議決定によれば、規制改革、民間開放推進3カ年計画も通りましたので、これから急速な展開をすることもあると思います。そんな中で、笠間市において、少子高齢化の進む中で必要な労働力の提供者となり得る外国人就労の機会をふやす考えはあるのか、既に病院の看護師や介護従事者としての導入に取り組もうという考え方も多々出てきております。

笠間市において、特に農業従事者の高齢化と後継者不足ということをよく伺います。それらに対する対応策として、また、耕作放棄地の活用などとして、例えば農業実習生やその経験者などに門戸を開くこと、稲作中心の家族経営の農業から大規模経営や集約的農業により高収益を生み出すような農業に転換するといったようなときに、その人的資源としてそれらの方たちを有用することが可能なのであるか、また農業の新規参入者として受け入れを考えていく必要があるのか等、市の方針を伺いたいと思います。

将来的に考えなければならない時期に現在なってきたと思いますので、もちろん、安易に低賃金による雇用が可能であるというような考え方はするべきではございませんが、現在の港湾開発や幹線道路の整備、また、茨城県という東京や成田空港からも近いという地理的な条件などを考えますと、これらに対しても早急な対応をしておく必要もあるかと思ひましてお尋ねをいたします。

以上、ご答弁ください。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 佐宗議員の2回目のご質問にお答えいたします。

開発計画、利便性の向上、そのほか環境基本条例といろいろな条例ございますけれども、それをあわせてお答えいたします。

各課でいろいろな施策もございますので、まず最初に笠間市環境基本計画推進会議、これは庁内36課、係長以上の者で、課で1人代表で出てきていただきまして、そういう推進会議をつくってまいります。まず今年度は、アンケート調査や既存分限調査の結果とか、地域の特性や課題等についての基礎調査の報告などを協議することになります。18年度は2から3回予定をしております。19年度は今度部会をつくりまして、行政施策について検討しまして、全体会などを設けまして、環境と取り組み目標、リーディングプロジェクト、年間計画、推進体制そのようなものを検討いたします。その推進会議につきましては18年度10月設置する予定であります。

その次に、市民との参加及び協働の取り組みになりますけれども、これは笠間市環境基

本計画市民懇談会、仮称ですけれども、これは市民と企業、あとは環境の団体、そのような方、今の考えでいくと30名前後ということで考えておりますけれども、これは公募により求めまして、その中で、今度計画に当たって、基礎知識の養成とか、基礎調査が18年度つくりますので、環境の特徴や課題について意見交換会を行う予定になっております。18年度は1回程度予定しております。19年度は、市民や事業者、環境に配慮した行動推進会議で検討されたいろいろな行政施策等について、市民や事業者の視点から意見を提言いたしまして改善していく予定でおります。あとは、今後の望ましい環境像やリーディングプロジェクト、年間の計画、そういうアイデアも出してもらおうつもりでおります。年四、五回行う予定でおります。この市政懇談会につきましては、来年の2月か3月ごろになるかと思っております。

その後、今度は笠間市の環境審議会がございます。これも環境基本計画の策定及び変更その他環境の保全及び創造に関する中で、環境審議会の中で、環境基本計画の中間報告、最終的には答申を受ける予定になっております。これは来年の3月ごろ設置する予定でございます。その中で、市の役割、市民の役割、事業所の役割、滞在者の役割とか、そういうのも一応検討しております。

そういうのができますと、今後は、議員ご指摘のとおり情報の提供及び市民の意見の反映とか、市民、事業者、民間団体及び滞在者との連携、環境の保全及び創造に関する教育学習、自発的な活動の支援、そのようなことで今後環境の基本計画に基づきまして、いろいろな事業に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

地理的に非常に成田にも近いし、気候的にもいいこの茨城県、そして笠間の中で外国人の人的資源を、例えば農業政策の一環として何か活用できないかとか、あるいは農業従事者の高齢化していく中で、また耕作放棄地がどんどんふえている中で、農業ばかりではないですけれども、何とかうまい方法がないかというような、市の方の考え方はどうなんだということでございます。

これにつきましては、農業の研修といっても、簡単なようでなかなか難しいところもあるかと思っております。そういう中で、農業というのは、一つの土地というか地域の中で営むということになると、いろいろな問題点もあるかと思っております。また、従前、商工会で入れてきた実績もありますので、その点をよく踏まえながら、模索をしながら、いい方向があれば検討して進めていきたいというように考えております。

議長（大関久義君） 6番佐宗裕子君。

6番（佐宗裕子君） ご回答ありがとうございます。

外国人の研修実習生に関してはこれからの問題でありますし、検討課題も多々あるのかなということは考えております。それは行政の方も十分ご理解をいただいているようです。

ので、何かの折に。別に農業をどういふふうにしていけということではなくて、もし必要であればそういうことも考えられるだろうし、現況そういうことを考えなくてはいけない時期にきているのかなという思いもありまして、こういうご質問を差し上げました。行政の方の認識としては、非常にセンターラインのことを押さえていらっしゃると思いますので、これから私が何かを申し上げるということではございません。ただ、小規模経営で家族単位で稲作を中心でという笠間市の農業形態も、いずれ何らかの形で変更を迫られることもあるやもしれませんので、そういったこともあわせて考えていただけたらいいと思って質問をいたしました。

また、環境基本計画策定に関しましては、市民生活部長が答えていただきました。本当にこれは実際に実行する中で、どれだけの皆さんが参画していくか、行政としても難しい問題ではあると思いますが、ぜひやっていただきたいと思うのです。

こういう立派な計画を策定しながら、仏つくって魂入れず、住民の参画がないとか、立派な冊子が1冊各家庭に配られてそれでおしまいということのないことを、市長は非常に強く望んでいらっしゃるものと思っておりますので、どうぞその辺はよろしくお酌みおきをいただきまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（大関久義君） 以上で、佐宗裕子君の一般質問を終わります。

続きまして、8番藤枝 浩君の発言を許可いたします。

8番藤枝 浩君。

〔8番 藤枝 浩君登壇〕

8番（藤枝 浩君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

今、子供に対する犯罪が大きな社会問題になっています。平成17年の12月には、栃木県今市市で、下校途中に友達と別れた後ほんの数分間に所在不明となり、茨城県内の山林で遺体となって発見されたことは記憶にあると思います。こんなことを二度と繰り返してはならないと思います。しかし、いつどこで起きるかわからない。そこで合併後、笠間市全体統一して通学路の再点検の必要があると思うが、行っているのか、それが1点目です。

そして、通学路を指定する際に、学校から上がってきた書類上だけでなく、必ず指定路線の現地確認をする、ただし、昼間だけではなく暗くなってからも点検をしないと防犯灯の球が切れていてもわからない。そういったことも、年に1回か2回ぐらいは計画を立てて巡回をする必要があると思います。さきの懇談会で話が出ましたが、半年以上も防犯灯の球が切れて対応がおくれたと、これも解消されるかもしれません。

それと、防犯灯がなく暗い場所もあるので、そういう場所については防犯灯の設置をを考えたり、また、舗装路面が悪く、雨が降っているときなど水たまりができて、子供たちが車に雨水をはねられるケースが数多く見られるところがあります。そういった細かい点にも目を配り整備していく必要があると思います。それには、関係する部と課が連携を組み一緒に巡回をして、そしてその危険箇所のマップを作成したり、でき上がったものを市

内地域ごとに全家庭に配布をして、全市民の総力を挙げて子供たちを守っていく姿勢が大切だろうと思います。そこで、そういう箇所が何件あるのか、それも教えていただきたいと思います。

どうか子供たちが安全に学校へ通えるように、必ずそういうものについては実行していただきたい、検討するというような言葉は要りませんから。答弁をお願いします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 8番藤枝（浩）議員のご質問にお答え申し上げます。

通学路の危険箇所の再点検と通学路の整備につきましてでございますが、定期的に学校職員が地区を巡視したり、それから保護者や地域の方からの情報収集を元にいたしまして点検をし、危険箇所の把握に努めているところでございます。また、通学路として危険な状況として認められる箇所につきましては、現地確認をした上で、整備が必要なものについては、関係各課と協議し危険箇所の解消に努めているところであります。

危険箇所マップにつきましては、市内すべての学校で作成がされております。これは不審者対応や通学路の危険箇所について地図上で示すことで、学校職員や保護者等関係者が地区巡視や児童生徒への指導に役立てることをねらいとして作成されているものでございます。したがって、マップを配布する際には、悪意に活用される可能性もございますので、保護者など関係者等への配布にとどめたいと考えております。今後とも、登下校時における子供の安全確保に努めてまいりたいと思います。

それから、何件かというご質問でございますが、これは、防犯上の危険箇所、それから交通上の危険箇所、さらには先ほどお話ございましたように水たまり等でございますので、それぞれの学校では危険箇所につきましての把握をしてございます。それ以外の部分につきましても、今、水たまりの話もございましたので、その辺につきましても今後関係各課と一緒に協力をしながら、把握に努めてまいりたい、解消に努めてまいりたいと思っております。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

議長（大関久義君） 8番藤枝 浩君。

8番（藤枝 浩君） そうすると、危険箇所の件数についてはわからないと、把握していないということですね。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 藤枝（浩）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

何件かということでは把握してございません。ただ、件数を数えるということになれば、数えることは可能ですので、後日その件に関してはお答え申し上げたいというふうに思います。

議長（大関久義君） 8番藤枝 浩君。

8番（藤枝 浩君） 件数は、危険箇所等水たまりとか道路の路面が悪いとか、わかり

ますよね。こういうところについては何件と、それぐらいはわかるんじゃないですか。今まで教育長がおっしゃっていましたが、何回かパトロールしていると言いましたよね、そういうことをしていればわかるわけじゃないですか。それが把握していないということは、していないということだと思っております。答弁をお願いします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

危険箇所については、先ほども申し上げましたように、学校からすべてのマップを教育委員会の方にもいただきまして、その辺につきましての把握はしてございます。危険箇所については把握をしてございます。ただ、件数につきましては、戻って数えてみないとわからないということでご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（大関久義君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 再度の質問にお答えいたします。

今、塩田次長が答弁申し上げました。各学校での取り組みについてお話を申し上げます。各学校では、子供たちが一番危険箇所というのがよくわかります。子供たちにまず調査をして、教室に地図を追って、こことここと。それから各学校では家庭訪問をしてございますので、家庭訪問の道筋であります。それから、小学校でやっておりますが、保護者と子供たちと一緒に下校をして、その間でどこが危険かという調査をします。それからもう一つ、今、各学校でも、子供を守りたいとかそういう組織をつくってくださっています。そういう組織の方たちが回って危険箇所を調べていただいている。それを各学校ごとにマップに置きかえます。それで把握をしているところでございます。それを教育委員会の方に集約して、大きな笠間市の地図の中に記録をして、そこで全体に私どもの対応とそれからそういうことを図っているわけで、今次長が申しましたように、一つ一つの各学校は把握しておりますし、私どもも全体としてつかまえてはいますが、1件ずつ危険箇所、この箇所は何件か、この箇所は何件という集計をたいていただいませぬので、戻りましてそういう集計をして押さえていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大関久義君） 8番藤枝 浩君。

8番（藤枝 浩君） 私が何でそういう質問するかというと、これは学校にだけに任せではだめだから言っているのです。行政側の方で指導をしていかないと、学校だけでは絶対できないのです。教育長は、今まで県の教育課とか校長をやっていましたよね、そういう観点から、私がこういう発言すれば、大体おおよそ中身はわかるんじゃないかと思って質問しているわけです。そういうことが、学校だけの問題じゃなくて行政側の方と一体としてやっていかなくちゃならないのが1点。

それと、行政の方で関係各課と私言いましたけれども、これは建設部門とか総務部門とか教育の部門で連帯して、危険箇所についていろいろ関係各課でやっていけば、道路の方もよくなる、防犯灯もよくなる、学校の方も当然出てもらって、そういうものが計画を立

ててやっていけば少しずつ解消されていくと、そういうものが必要だから私は言っているのです。ただ、マップをつくって関係者にだけ配付するんだったら、これは必要ないと思います。それが役所のお仕事というのですよ。私も現職時代いましたけれども、私はそういうことをやってきたんですよ少し、だから今後もやっていただきたいということでお願いします。

議長（大関久義君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 藤枝（浩）議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、確かに学校だけでは難しい部分が多々ございます。私どももその情報を得まして、それこそ各課と相談いたしまして、市政懇談会の折には、防犯灯であるとか木立が入ってきてしまうとか、そういう危険個所の指摘もされてございます。そういう意味で、各学校の現状をあわせて、各課にも協力をいただきながら、早急に取り組みに進んでいきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

議長（大関久義君） 藤枝 浩君の一般質問が終わりました。

次に、22番川崎幸助君の発言を許可いたします。

22番川崎幸助君。

〔22番 川崎幸助君登壇〕

22番（川崎幸助君） 22番川崎です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めての質問のチャンスをいただきまして、まことにありがとうございます。山口市長におかれましては、市の管理職員の皆さんともども苦勞をされていることと思われま

それでは一般質問をいたします。

今、大きな社会問題になっている飲酒運転でございますが、先月25日、海の中道大橋で一家5人の乗った車が追突され海に転落し、子供が3人死亡した。福岡県警察署で福岡市職員が業務上過失致死で逮捕された。京都市役所でも、飲酒運転や覚せい剤を使用したり、いろいろな事件が表面化している現状である。

茨城県でも、職員の飲酒運転に対する懲戒処分で、県では、再犯の職員について、過去の違反が何年前であっても期間の長短を問わず懲戒免職処分とする内部規定を定め、酒気帯びした職員が違反したケースがあったため、後を絶たない職員の飲酒運転に対して厳しい姿勢を示した。また、県では、無断欠勤をした職員に厳しい処分をしているのも現実である。

連日、新聞紙上を、後から後からいろいろな事件が、飲酒運転の報告が出てくるものから、文書もなかなか対応ができなくてご迷惑をおかけします。飲酒運転をすると原則免職という厳しい基準を設けているのは、9県市と少数であることが新聞社の全国調査で明らかになったが、自治体でも、飲酒運転をしても免職にならず、人事委員会の裁定で停職に変更されたケースが相次いでいる、これでは飲酒事故はなくなる。

茨城県でも、職員に対して過去の違反が何年前であっても長短を問わず懲戒免職とする内部規定を定めたことし6月、24年前に酒気帯び運転して自損事故、神奈川県では、飲酒運転をした職員を原則免職とし、同乗者も免職や停職の懲戒処分と厳罰化する発表をされました。茨城県でも、飲酒運転に歯どめをかけようと、全職員に対して絶対に飲酒運転をしないと約束させる誓約書を求めている。

笠間市役所においては、現在のところ飲酒運転やその他のいろいろな報告はないようですので、市長や市管理職、職員一人一人が自覚をもって職務に当たることが重要かと思われます。これが1点目です。

2点目は、学校のプールの安全管理について。埼玉県で起きたプール事故、教育現場ではないのでありますが、全国のプール監視員配置不備施設721カ所、給排水口の不備においては2万9,975カ所の施設のうち4,135カ所で設備の安全面における不備が指摘された。笠間市内において、21校の小学校で安全管理はどのように行っているか伺う。

3点目、岩間中学校の大規模改造及び新築工事の時期について。友部中学校の大規模改造工事が実施されるが、岩間中学校で大規模改造及び新築工事計画がされるのはいつごろになるのか伺う。私が考えるところでは、道路工事や橋上駅も大切ではありますが、まず教育施設の充実を優先すべきと思う。住民からもそのような声が大多数なので、要望するよう言われているので考えを伺う。

1回目ご答弁をお願いします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 川崎議員の質問にお答えをいたします。

飲酒運転等における職員の処分についての質問だと思います。

公務員による飲酒運転等による事故については、公務員としての認識の欠如が招いた事故であります。このような悲惨な事故等が発生しないよう、公務員としての自覚を十分持つよう、機会があるたびに周知をしているところでございます。

先ほど申し上げましたように、先月の8月29日には、笠間市職員においても、市民を守る立場から飲酒運転は絶対しないよう全職員に通達したところであり、また9月1日の部課長会議におきましても、同様の内容を訓辞したところでございます。

ご質問の笠間市職員の飲酒運転や各種違反などの事件を起こしたときの処分についてであります。笠間市職員の懲戒処分等にかかわる基準を定め、笠間市職員分限懲戒等審査委員会において審議し、基準により決定しているところでございます。

基準の内容につきましては、飲酒運転に伴う交通事故及び交通違反関係については、酒気帯びで運転をしたときは停職、酒酔い運転で人身事故を起こしたときは免職、また酒気帯び運転の再犯をしたときも免職処分となります。新市になってからは、職員の飲酒運転の事例は発生しておりませんが、最近の状況をかんがみ中では、飲酒運転は重大な犯罪

であるとの認識を持つと同時に、公務員は模範となって法令を遵守しなければならない立場でありますので、より一層厳しい処分を早急に決定をしてまいります。

今後、本年度策定いたします市職員研修規定により、職員のモラルの向上及び市全体の奉仕者としての、市民からさらに信頼される職員を育成してまいりたいと考えております。以上です。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 22番川崎議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のプールの安全管理についてでございますが、各学校とも5月から6月にかけて、プールの使用前の清掃時に、一たんすべて排水をいたしております。その際に、職員が、排水口の固定状況等につきまして、点検マニュアルをもとにいたしまして安全点検を実施し、安全確認の上で水を入れていくようにしてございます。

また、今回の埼玉県内のプール事故を受けまして、各学校の施設設備の安全点検につきまして、事故の翌日に、使用前に実施をしたところでございます。その結果、排水口を初めとして異常のないことを確認してございます。

なお、夏休み期間中にプールを子供会に開放している小学校もございませぬけれども、これにつきましても、学校の職員による安全点検の上、子供会の責任者には、監視体制や設備の使用上の注意等について事前に確認の上、使用をいただいているところでございます。

プールの安全管理は人命にかかわることでもありますので、今後とも、マニュアルに従い、定期点検による安全管理体制の充実を図るとともに、安全な水泳学習ができるよう指導してまいりたいと思っております。

次に、岩間中学校の大規模改修及び新築工事の時期ということでご質問いただきました。

耐震化計画事業につきましては、30番横倉議員の質問にお答えしているとおおり、新市計画に基づきまして、友部地区を除き、小学校7校、中学校3校、幼稚園2園を対象に、耐震化優先度調査を行っているところでございます。この結果をもとに、既に調査の完了している友部地区も含め、10月には耐震化年次計画を策定し、優先度の高い建物から耐震診断調査を行う予定でございます。さらにこの耐震診断調査の結果を踏まえまして実施設計を行い、順次整備を図ってまいりたいと思っております。

また、この事業につきましては対象となっている学校が15校でございます。合併特例債の該当期間が10年ということでございますので、1年に約2校程度を整備する計画としております。岩間中学校につきましても、耐震化優先度調査の結果を見て整備を図ってまいります。

建築年度につきまして、岩間中学校が、中学校7校中一番古いということで、昭和42年から43年度に建築されてございます。優先度の評価が高いとは思われますけれども、必ずしも建築年数と優先度は一致するものではございません。10月にはこの結果が報告される予定になっておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大関久義君） 22番川崎幸助君。

22番（川崎幸助君） プールの問題で再質問いたします。

岩間の中学校のプールの施設でございますが、ポンプ室、ここに機場ポンプがあると思うのですが、排水をしたときにどうしても水が50センチぐらい残るんです。これはどういうふうなあれで残るのか詳しく調査していただきたいと思うのですが、毎回残ってしまう。思うように排水ができないということが現状でございます。これは十分検討していただいて、対応していただきたいと思います。

それと、岩間町議会の中で、岩間の議員が何回か質問をしたんですが、昔、中学校を壊したときに、古材を使って部室をつくっているんです。ここが使えないような状態になっている。これは市長も教育関係者の皆さんも行っているとは思いますが、調べていると思います。ですが、思うように使えないというのが現実でございます。

それとことしの夏、本校舎の方の雨漏りを補修をした経緯がございます。今までに何回か補修をした経緯があると思うのですよ。それと入り口の裏手の方についている昇降口ですが、そこがむき出しになって腐っています、コンクリートがむき出しです。私もこれは確認してきました。そういうことも踏まえて、十分な対応をしていただきたいなというふうに思いますので、その辺をもう一度伺っておきたいと思います。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 川崎議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

岩間中学校のプールの排水につきまして、排水しても50センチほどの水がたまってしまおうというご質問ございました。

これにつきましては、今回の補正予算をお願いをしておりますとおり、小中学校のプールすべてにつきまして再点検をさせていただきました。その中で、岩間中学校のプールの排水につきましても、改修の必要があるということで、現在準備をしているところでございます。

それから、部室、昇降口、今ございませんでしたけれども卓球場ということで、非常に古い、または補修を必要とするという状況も私どもの方で把握をしておりますので、この辺につきましても、今後、補修なり改修なりということで対応してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大関久義君） 22番川崎幸助君。

22番（川崎幸助君） 要望だけして終わります。

確かに、学校建築が始まって45年たちます。学校そのものも一番古いと思います。十分調査されまして、早い時期の学校建築を、新築をしていただければありがたいなと思います。要望しておきます。よろしく申し上げます。

議長（大関久義君） 以上で、川崎幸助君の一般質問が終わりました。

散会の宣告

議長（大関久義君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は、あす21日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上ご参集
ください。

大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 5 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 成 田 正

署 名 議 員 藤 枝 浩